

令和3年4月27日

令和3年度第1回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日 時 令和3年4月27日(火) 午前9時30分
場 所 美浦村役場 3階 大会議室

日 程

1. 開会
2. 付議事項
 - 議案第1号 美浦村立美浦幼稚園運営規程の一部を改正する規程
 - 議案第2号 美浦村立大谷保育所運営規程の一部を改正する規程
 - 議案第3号 美浦村立木原保育所運営規程の一部を改正する規程
3. 報告事項
 - 報告第1号 美浦村学校教育指導方針について
4. その他
5. 閉会

議案第1号

美浦村立美浦幼稚園運営規程の一部を改正する規程

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和3年4月27日提出

美浦村教育委員会教育長 富 永 保

美浦村立美浦幼稚園運営規程の一部を改正する規程

美浦村立美浦幼稚園運営規程（平成27年美浦村教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「主任教諭1人」を「教頭又は主任教諭1人」に、「主任教諭は」を「教頭又は主任教諭（教頭の職にある者がいないとき）は」に改め、同条第3号中「副主任教諭1人」の前に「主任教諭又は」を、「副主任教諭は」の前に「主任教諭（教頭の職にある者がいるとき）又は」を加え、「園長及び主任」を「園長及び教頭又は主任教諭（教頭の職にある者がいないとき）」に改め、同条第4号中「（常勤7人，会計年度任用職員3人）」を削り、同条第5号中「（会計年度任用職員）」を削り、同条第6号中「生活介助員」を「特別支援教育支援員」に改め、同条第7号及び第8号中「（会計年度任用職員）」を削る。

第6条第1項中「入園申請書兼支給認定申請書」を「支給認定申請書兼施設利用申込書」に改める。

様式第1号を別紙のように改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。ただし、第6条第1項及び様式第1号の改正については、令和3年度分の申請から適用する。

様式第1号 (第6条関係)

(表)

様式第1号

歳児

支給認定申請書兼施設利用申込書
施設型給付費・地域型保育給付費等

美浦村長 殿

年 月 日

保護者 現住所 美浦村
氏名
電話番号

㊤

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

利用希望の 小学校就学前 子ども	フリガナ			生年月日	性別	認定者番号	
	氏名			年 月 日			
	個人番号						
教育・保育の 希望を選択	<input type="checkbox"/> 保育を希望 <small>2号認定 3号認定</small> 保育所、認定こども園(保育部分)、地域型保育事業を利用する方 ※保育利用の理由が必要です。 <input type="checkbox"/> 更に必要量を選択 → <input type="checkbox"/> 保育標準時間 ※両親ともに月120時間以上の就労など <input type="checkbox"/> 保育短時間 ※両親の一人が月60～120時間の就労など						
	<input type="checkbox"/> 教育を希望 <small>1号認定</small> 幼稚園、認定こども園(教育部分)を利用する方						
	フリガナ	子どもの続柄	生年月日	連絡先 (携帯電話番号など)	職業	勤務先、学校名学年など	個人番号
	氏名	父					
(同居の 祖父母等を含む)		母					
生活保護又は中国残留邦人等支援給付の状況				<input type="checkbox"/> 受けていない <input type="checkbox"/> 受けている 年 月 日から			
住所歴の確認 ※村外にチェックされた方は、その年度の市町村住民税額等証明書書の提出が必要になります。							
	続柄	本年1月1日時点					
	父	<input type="checkbox"/> 美浦村 <input type="checkbox"/> 村外(旧住所:)					
	母	<input type="checkbox"/> 美浦村 <input type="checkbox"/> 村外(旧住所:)					
の子 現 況 も	1 保育関連施設等(施設名)に預けている。 2 現在は就労していない(育児休業中を含む)保護者(父・母・祖父・祖母・その他親族)が自宅で保育している。 3 その他 ()						
施設利用を希望する期間		年 月 日 から 年 月 日・就学前まで					
利用希望 施設名と 順番	① (第1希望)	(希望理由)				事業所番号(*課記入欄)	
	② (第2希望)	(希望理由)				事業所番号(*課記入欄)	
	③ (第3希望)	(希望理由)				事業所番号(*課記入欄)	
	④以下 (第4希望)	幼稚園、認定こども園(教育部分)併願 入園申込をされている方はチェック <input type="checkbox"/> 園名 ()					
次の理由により、保育利用を申請します。※幼稚園、認定こども園(教育部分)を希望する方は必要ありません。							
保育利用 の理由 (番号を記入)	続柄	番号	保育が必要な理由 (保護者の現況)				
	父		1 就労 1-(1)正職員 1-(2)パート・アルバイト 1-(3)自営業 1-(4)派遣社員 1-(5)内職 2 妊娠・出産 2-(1)妊娠中、出産後 2-(2)里帰り出産 3 疾病・障がい 3-(1)自宅療養、通院 3-(2)入院 3-(3)心身等障がいの手帳を保持 4 同居親族介護・看護 4-(1)自宅で親族を介護・看護 4-(2)子どもの看護 4-(3)入院、入所親族の看護 5 災害復旧 5-(1)震災、風水害の復旧 5-(2)火災等の復旧 6 求職活動 6-(1)就労内定 6-(2)起業準備中 6-(3)求職活動中 7 就学 7-(1)大学等の学校 7-(2)看護学校等の専修学校等 7-(3)職業訓練 7-(4)その他各種学校等 8 ひとり親 8-(1)離婚 8-(2)離婚調停中 8-(3)拘留等 8-(4)死別 8-(5)未婚				
	母						
希望する 保育時間	利用曜日	月・火・水・木・金・土	必要な利用時間 通勤+就労時間		時間	1日あたり利用 時間	

(表面)

(裏)

祖父母の現況は、次のとおり相違ありません。

続柄	氏名	年齢	住所 (別居の場合のみ記入)	生活の現況 (就労、障がい等級、介護認定、疾病等)
父方	祖父		同居・別居	
	祖母		同居・別居	
母方	祖父		同居・別居	
	祖母		同居・別居	

誓約及び同意書

- 申請書、添付書類、申立書及び各証明書(以下「申請書類」という。)の内容が実態と異なる場合は、支給認定又は保育所、幼稚園等の特定教育・保育施設等(以下「施設等」という。)利用の決定を取り消されても異議ありません。
 - 決定された利用者負担額は、遅滞なく納付し、滞納しません。
 - 村は、施設型給付費等の支給認定や利用者負担額の決定に必要な世帯情報及び世帯員の市民税額等の情報について、次の関係部署に調査します。
ひとり親医療担当・母子福祉担当・戸籍、住民票担当・障がい福祉担当・生活保護担当・税務担当・児童手当担当
 - 村は、施設等利用とその運営上、必要と認められる申請書類の情報を、当該施設等や関係部署に提供する場合があります。
 - 村は、申請書類の記載内容について、疑義が生じた場合や情報不足等により確認する必要が生じた場合、勤務先等に連絡して確認する場合があります。
 - 本申請については、新規認定申請が集中するなど、支給認定の審査に時間を要する場合は、認定の審査結果は利用開始までにお知らせします。
- 上記の各事項について誓約し、及び同意します。

保護者氏名

㊞

下記の事項について、本申請の提出前にご承知おきください。

- 村は、上記3の情報に基づき決定した利用者負担額を施設等に対して提示することがあります。
- 利用者負担額を滞納した場合は、児童福祉法第56条第8項及び第9項の規定、又は子ども・子育て支援法附則第6条第7項の規定により、差押などの処分を行うことがあります。また、民事訴訟法その他関連法令の規定により法的措置を行うことがあります。
- 保育認定を受けて施設等を利用する保護者は、認定を受けた保育必要量の時間内であっても保育を必要とする理由に該当しない場合は、家庭保育をお願いします。

(保護者の方は、以下記入しないでください。)

*所管課記載欄

受付年月日	年 月 日	システム入力確認 <input type="checkbox"/>	手帳確認	認定者番号
支給認定の確認	1号 2号標準 2号短 3号標準 3号短	年 月 日 認定	認定否理由	
利用施設の調整	施設名	利用不可	受入れなし 定員満了 受入体制不能 指数低位 その他	
利用の期間	年 月 日から	入学 満3歳 2か月 産後2月 育休終了 地域型卒園 今年度末	年 月 日 まで	
備考				

*施設等記載欄 (保護者が施設又は事業者を経由して市町村に提出した場合)

受付年月日	年 月 日	提出した保護者氏名 (続柄)	続柄 ()
施設(事業者)名		施設(事業者)の担当者 連絡先	氏名 連絡先
入所、入園内定(契約)、入園許可の確認(○で囲む)	内定(契約)、許可あり	年 月 日 内定(契約)、許可	内定(契約)、許可なし
備考			

(裏面)

美浦村立美浦幼稚園運営規程新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（職員の職種，員数及び職務の内容）</p> <p>第3条（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>主任教諭 1人</u>（常勤専従） <u>主任教諭</u> は、職員に対し法令等を遵守させるため、園長を補佐し保護者に対する子育て支援を行うとともに、円滑な運営が出来るよう補佐する。</p> <p>(3) _____<u>副主任教諭 1人</u>（常勤専従） _____ <u>副主任教諭</u> は、<u>園長及び主任</u> _____を補佐し、教育内容について、他の教諭を統括し、並びに教育に従事する。</p> <p>(4) <u>教諭 10人</u>（<u>常勤 7人</u>，<u>会計年度任用職員 3人</u>） 教諭は、教育に従事し、教育計画の立案，実施，記録及び家庭連絡等の業務を行う。</p> <p>(5) <u>預かり教諭 1人</u>（<u>会計年度任用職員</u>） 預かり教諭は、教育時間以外の預かり保育の業務を行う。</p> <p>(6) <u>生活介助員</u>（必要に応じて配置） <u>生活介助員</u> は、支援を要する園児の支援，介助，記録等の業務を行う。</p>	<p>（職員の職種，員数及び職務の内容）</p> <p>第3条（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>教頭又は主任教諭 1人</u>（常勤専従） <u>教頭又は主任教諭</u>（<u>教頭の職にある者がいないとき</u>）は、職員に対し法令等を遵守させるため、園長を補佐し保護者に対する子育て支援を行うとともに、円滑な運営が出来るよう補佐する。</p> <p>(3) <u>主任教諭又は副主任教諭 1人</u>（常勤専従） <u>主任教諭</u>（<u>教頭の職にある者がいるとき</u>）又は<u>副主任教諭</u> は、<u>園長及び教頭又は主任教諭</u>（<u>教頭の職にある者がいないとき</u>）を補佐し、教育内容について、他の教諭を統括し、並びに教育に従事する。</p> <p>(4) <u>教諭 10人</u> 教諭は、教育に従事し、教育計画の立案，実施，記録及び家庭連絡等の業務を行う。</p> <p>(5) <u>預かり教諭 1人</u> 預かり教諭は、教育時間以外の預かり保育の業務を行う。</p> <p>(6) <u>特別支援教育支援員</u>（必要に応じて配置） <u>特別支援教育支援員</u> は、支援を要する園児の支援，介助，記録等の業務を行う。</p>

現行	改正後（案）
<p>(7) 用務員 1 人 <u>（会計年度任用職員）</u> 用務員は、園舎等の環境整備，給食の配膳，片づけ等の業務を行う。</p> <p>(8) バス添乗員 2 人 <u>（会計年度任用職員）</u> バス添乗員は，当園バスの添乗，バス内の指導を行う。</p>	<p>(7) 用務員 1 人 _____ 用務員は，園舎等の環境整備，給食の配膳，片づけ等の業務を行う。</p> <p>(8) バス添乗員 2 人 _____ バス添乗員は，当園バスの添乗，バス内の指導を行う。</p>
<p>（入退園等） 第 6 条 当園に入園を希望する者は，<u>入園申請書兼支給認定申請書</u>（様式第 1 号）を当園に提出しなければならない。 2 （略）</p>	<p>（入退園等） 第 6 条 当園に入園を希望する者は，<u>支給認定申請書兼施設利用申込書</u>（様式第 1 号）を当園に提出しなければならない。 2 （略）</p>

議案第 2 号

美浦村立大谷保育所運営規程の一部を改正する規程

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 3 年 4 月 2 7 日提出

美浦村教育委員会教育長 富 永 保

美浦村立大谷保育所運営規程の一部を改正する規程

美浦村立大谷保育所運営規程（平成 2 7 年美浦村教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し中「教育」の前に「特定」を加える。

第 5 条第 2 号中「副所長」を「副所長又は主任保育士」に改め、同条第 3 号中「(常勤 6 人，会計年度任用職員 1 1 人)」を削り、同条第 4 号及び第 5 号中「(会計年度任用職員)」を削る。

附 則

この訓令は，公布の日から施行し，令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

美浦村立大谷保育所運営規程新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（提供する___教育・保育の内容）</p> <p>第4条（略）</p> <p>（職員の職種，員数及び職務の内容）</p> <p>第5条（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 副所長_____ 1人（常勤専従） 副所長_____は，所長を補佐するとともに，保育計画の立案や利用子どもの保護者から育児相談，地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。</p> <p>(3) 保育士17人（常勤6人，会計年度任用職員11人） 保育士は，保育計画及び保育課程の立案とその計画，課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り，充実した活動ができるよう保育業務を行う。</p> <p>(4) 看護師1人（会計年度任用職員） 看護師は，子どもの健康管理や疾病異常，事故発生時の緊急処理，保育所全般の衛生管理や感染症予防対策を行う。</p> <p>(5) 生活介助員1人（会計年度任用職員） 生活介助員は，生活の援助が必要な乳幼児の生活介助を行う。</p> <p>(6)～(9)（略）</p>	<p>（提供する<u>特定</u>教育・保育の内容）</p> <p>第4条（略）</p> <p>（職員の職種，員数及び職務の内容）</p> <p>第5条（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>副所長又は主任保育士</u>1人（常勤専従） <u>副所長又は主任保育士</u>は，所長を補佐するとともに，保育計画の立案や利用子どもの保護者から育児相談，地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。</p> <p>(3) 保育士17人_____ 保育士は，保育計画及び保育課程の立案とその計画，課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り，充実した活動ができるよう保育業務を行う。</p> <p>(4) 看護師1人_____ 看護師は，子どもの健康管理や疾病異常，事故発生時の緊急処理，保育所全般の衛生管理や感染症予防対策を行う。</p> <p>(5) 生活介助員1人_____ 生活介助員は，生活の援助が必要な乳幼児の生活介助を行う。</p> <p>(6)～(9)（略）</p>

議案第3号

美浦村立木原保育所運営規程の一部を改正する規程

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和3年4月27日提出

美浦村教育委員会教育長 富 永 保

美浦村立木原保育所運営規程の一部を改正する規程

美浦村立木原保育所運営規程（平成27年美浦村教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第5条中「表の」を削り、同条第2号中「主任」を「副所長又は主任保育士」に改め、同条第3号中「(常勤4人、会計年度任用職員7人)」を削り、同条第4号及び第5号中「(会計年度任用職員)」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

美浦村立木原保育所運営規程新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(職員の職種、員数及び職務の内容)</p> <p>第5条 当所が保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次の<u>表</u>のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>主任</u> _____ 1人(常勤専従) <u>主任</u> _____ は、所長を補佐するとともに、保育計画の立案や利用子どもの保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。</p> <p>(3) 保育士11人(<u>常勤4人、会計年度任用職員7人</u>) 保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育業務を行う。</p> <p>(4) 看護師1人(<u>会計年度任用職員</u>) 看護師は、子どもの健康管理や疾病異常、事故発生時の緊急処理、保育所全般の衛生管理や感染症予防対策を行う。</p> <p>(5) 生活介助員2人(<u>会計年度任用職員</u>) 生活介助員は、生活の援助が必要な乳幼児の生活介助を行う。</p> <p>(6)～(9) (略)</p>	<p>(職員の職種、員数及び職務の内容)</p> <p>第5条 当所が保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次の<u>_____</u>のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>副所長又は主任保育士</u> 1人(常勤専従) <u>副所長又は主任保育士</u> は、所長を補佐するとともに、保育計画の立案や利用子どもの保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。</p> <p>(3) 保育士11人<u>_____</u> 保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育業務を行う。</p> <p>(4) 看護師1人<u>_____</u> 看護師は、子どもの健康管理や疾病異常、事故発生時の緊急処理、保育所全般の衛生管理や感染症予防対策を行う。</p> <p>(5) 生活介助員2人<u>_____</u> 生活介助員は、生活の援助が必要な乳幼児の生活介助を行う。</p> <p>(6)～(9) (略)</p>

報告第1号

美浦村学校教育指導方針について

上記について、別紙のとおり報告する。

令和3年4月27日提出

美浦村教育委員会教育長 富 永 保

令和3年4月27日

令和3年度第1回美浦村定例教育委員会議案

(別冊資料)

美浦村教育委員会

目 次

- 議案第 1 号資料 【改正前】 美浦村立美浦幼稚園運営規程の一部を改正する
規程 資料… P 2
- 議案第 2 号資料 【改正前】 美浦村立大谷保育所運営規程の一部を改正す
る規程 資料… P 13
- 報告第 3 号資料 【改正前】 美浦村立木原保育所運営規程の一部を改正す
る規程 資料… P 19

○美浦村立美浦幼稚園運営規程

(施設の名称等)

第1条 美浦村が設置する幼稚園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 美浦村立美浦幼稚園
- (2) 所在地 美浦村大字大谷1059番地

(施設の目的及び運営方針)

第2条 美浦村立美浦幼稚園（以下「当園」という。）は、義務教育及びその後の教育の基盤を培うものとして、当園に通園する幼児（以下「園児」という。）を保育し園児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

- 2 当園は、教育の提供に当たっては、園児の最善の利益を考慮し、教育を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、教育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、教育及び保育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当園は、美浦村立美浦幼稚園管理規則（昭和41年美浦村教委規則第1号）その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 当園が教育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次の表のとおりとする。

- (1) 園長1人（常勤専従）

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

- (2) 主任教諭1人（常勤専従）

主任教諭は、職員に対し法令等を遵守させるため、園長を補佐し保護者に対する子育て支援を行うとともに、円滑な運営が出来るよう補佐する。

- (3) 副主任教諭1人（常勤専従）

副主任教諭は、園長及び主任を補佐し、教育内容について、他の教諭を統括し、並びに教育に従事する。

- (4) 教諭10人（常勤7人、会計年度任用職員3人）

教諭は、教育に従事し、教育計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(5) 預かり教諭 1 人（会計年度任用職員）

預かり教諭は、教育時間以外の預かり保育の業務を行う。

(6) 生活介助員（必要に応じて配置）

生活介助員は、支援を要する園児の支援、介助、記録等の業務を行う。

(7) 用務員 1 人（会計年度任用職員）

用務員は、園舎等の環境整備、給食の配膳、片づけ等の業務を行う。

(8) バス添乗員 2 人（会計年度任用職員）

バス添乗員は、当園バスの添乗、バス内の指導を行う。

(9) 学校医 1 人（委嘱）

学校医は、健康診断・保健指導・感染症の予防に関する助言・当園における感染症及び予防処置・緊急処置に従事する。

(10) 学校歯科医 1 人（委嘱）

学校歯科医は、歯科検診・歯に関する健康相談に従事する。

(11) 学校薬剤師 1 人（委嘱）

学校薬剤師は、環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導と助言を行う。
（教育を行う日）

第 4 条 当園の教育を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 県民の日を定める条例（昭和 43 年茨城県条例第 3 号）による県民の日

(4) 学年始休業日（4 月 1 日から 4 月 5 日まで）

(5) 夏季休業日（7 月 21 日から 8 月 31 日まで）

(6) 冬季休業日（12 月 25 日から翌年 1 月 7 日まで）

(7) 学年末休業日（3 月 25 日から 3 月 31 日まで）

(8) 開園記念日（4 月 15 日）

(9) 前各号に定めるもののほか、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が指定した日又は園長が特に休業を必要と認め、あらかじめ教育長の承認を得た日

3 園長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、教育長の承認を得て休業日に教育を行い、開園日を休業日にすることができる。

（教育を提供する時間）

第 5 条 教育を提供する時間は、午前 8 時 30 分から午後 2 時とする。

(入退園等)

第6条 当園に入園を希望する者は、入園申請書兼支給認定申請書(様式第1号)を当園に提出しなければならない。

2 退園・休園を希望する者は、退園届(様式第2号)・休園届(様式第3号)により、事由を付して当園に申し出るものとする。

(利用者負担その他の費用等)

第7条 当園の利用者負担額は零とし、預かり保育料は園児1人につき日額200円とする。ただし、第4条第2項第4号から第7号に定める長期休業中の預かり保育については、園児1人につき日額400円とする。

2 前項の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第30条の4第2号に認定された園児の預かり保育料は、法第30条の11第2項の政令で定めるところにより算定した額とする。

3 前2項に定めるもののほか、別表1に掲げる当園の教育において提供する便宜に要する費用については、保護者より実費の負担を受ける。

(預かり保育料の徴収)

第7条の2 村長は、預かり保育を受けた子どもの保護者から前条に定める預かり保育料を徴収する。

2 預かり保育料の納入期限は、預かり保育を受けた日の属する月ごとに、最終の預かり保育実施日の翌月の10日とする。ただし、当該納入期限が土・日・祝日の場合はこれらの日の翌日とする。

(学級編成・利用定員)

第8条 園児は、法第19条第1項第1号の子ども(保育を必要としない3歳以上児)とし、学級編成は、1学級の園児数は、3歳児学級は20人以下とし、4歳児学級及び5歳児学級は35人以下とする。

2 利用定員は次のとおりとする。

年齢区分 認定区分	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号	60人	70人	70人	200人
合計	60人	70人	70人	200人

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第9条 当園は、教育の提供を希望する幼児の保護者から利用の申込みを受けたときは、これを拒めない。

2 利用申込みに係る教育の提供を希望する幼児の数及び現に利用している幼児の数の総数が、前条第2項の定める利用定員の総数を超える場合においては、美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年美浦村条例第21号)第6条第2項の規定により、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当園の教育理念に基づく選考等、事前に施設の管理者が定めて保護者に明示した公正な方法により

選考する。

- 3 前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第10条 教育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、園児の保護者とその内容を確認し、同意を得る。

- 2 園児が次のいずれかに該当するときは、教育の提供を終了するものとする。

(1) 法第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(2) 市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(3) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当園は、教育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡するとともに、嘱託医又は園児の主治医に相談する等の措置を講じる。

- 2 教育の提供により事故が発生した場合は、学校教育課及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

- 3 園児に対する教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第12条 当園は、非常災害に関する消防計画等を作成し、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上、避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第14条 当園の職員は、業務上知り得た園児及び保護者の秘密を保持する。

- 2 地域子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。

- 3 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(苦情解決)

第15条 当園は、保護者等からの相談や事業全般に係る要望、苦情に適切に対応する体制を整えるために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者

委員を設置し、苦情に対して必要な措置を講じる。

2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。

3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(記録の整備)

第16条 当園は、教育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から決められた期間を保存するものとする。

種 類	保存年限
1 教育の実施に当たっての計画 2 提供した教育に係わる提供記録 3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第19条に規定する市町村への通知に係わる記録 4 保護者からの苦情の内容等の記録 5 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 6 指導の記録 7 健康診断表 8 出席簿	5年
1 幼児指導要録(学籍の記録) 2 中途入園者の幼児指導要録(学籍の記録)の写し 3 中途退園者の幼児指導要録(学籍の記録)	20年間保存

(その他の事項)

第17条 この規程に定めるもののほか、幼稚園の管理に必要な事項は、園長がその都度定める。

附 則 (平成27年度美浦教育委員会訓令第5号)

この規程は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年度美浦村教育委員会訓令第6号)

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (平成31年度美浦村教育委員会訓令第3号)

この規程は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年美浦村教育委員会訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年美浦村教育委員会訓令第7号)

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年美浦村教育委員会訓令第3号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年美浦村教育委員会訓令第8号）

この訓令は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表1 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容，負担を求める理由，目的	金額
P T A会費	村P連，県P連，国P連負担金，P T A安全互助会費，行事費等	月 350 円 年 4,200 円
給食費	給食費（水～金）1食あたり310円（うち主食費65円，副食費245円）牛乳（月～金）1食あたり50円 ※年収360万円未満相当世帯の子ども及び全ての世帯の第3子以降の子どもに対する副食費用については免除とする。	月 4,000 円 年 44,000 円 ※実費精算徴収
月間絵本代	月々の絵本代等 ※値段は目安	年少 月 390 円 年中 月 390 円 年長 月 470 円
アルバム代	卒園児アルバム代として（年長組のみ） ※値段は目安	学期 4,860 円 年 14,580 円
新年度用品	クレヨン・はさみ・カラー帽子等個人で使用する用品を入園，進級時に購入 ※値段は目安	年少 7,240 円 年中 7,220 円 年長 8,030 円
日本スポーツ振興センター掛け金	万一の事故に備え，全園児が加入 保護者は掛け金の一部	一部負担 200 円
保育行事	親子遠足，年長児のお別れ遠足，バス代，卒園準備金等経費負担分	実費徴収

様式第1号（第6条関係）

（表）

様式第1号

入園申請書兼支給認定申請書

（施設型給付費・地域型保育給付費等）

年 月 日

保護者氏名

印

美浦村長 殿
 管理者 殿
 次のとおり、入園申請及び支給認定を申請します。

入園希望児童	氏名	生年月日	性別	認定者番号 ※既に認定済みの場合
	(ふりがな)	年 月 日生	男・女	
保護者 住所・連絡先	(住所)		(連絡先電話番号)	
			① ()	
			② ()	
			③ ()	

①申請児童の情報

障害者手帳の情報	無・有(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)
アレルギー情報	無・有()
お薬服用の有無	無・有()
連絡事項	(園に連絡しておきたいことなどがありましたらお書き下さい。)

②世帯の状況

ひとり親世帯等の有無	非該当・該当(□ひとり親世帯等 □在宅障害児(者)のいる世帯)							
生活保護の適用の有無	非該当・該当(年 月 日保護開始)							
区分	氏名	生年月日	性別	児童との続柄	多子軽減 計算対象 施設(*1)	職 業 又 は 学校名等	市町村民 税課税有 無(*2)	備考
児童の 世帯員	(ふりがな)	年 月 日生	男・女		□対象		有・無	
	(ふりがな)	年 月 日生	男・女		□対象		有・無	
	(ふりがな)	年 月 日生	男・女		□対象		有・無	
	(ふりがな)	年 月 日生	男・女		□対象		有・無	
	(ふりがな)	年 月 日生	男・女		□対象		有・無	

(*1)多子軽減計算の対象施設に入園・入所・入学している場合、□該当にチェックを付けて下さい。(表面)

(*2)前年度分の市町村民税又は当年度分の市町村民税課税が課税されている場合、「有」に○を付けてください。

(裏)

③利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用を希望する期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
利用を希望する 施設(事業者)名 (*3)	施設(事業者)名・希望理由		
	第1希望	(希望理由)	事業所番号
	第2希望	(希望理由)	事業所番号
	第3希望	(希望理由)	事業所番号

(*3)小規模保育等を利用しており、連携施設への入所希望の場合は、その旨も記入してください。

④税情報等の提供に当たっての署名欄

市町村が施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。	
保護者氏名	印

(以下記入不要ですので、美浦幼稚園にご提出ください。)

*施設記載欄(幼稚園等を経由して市町村に提出する場合)

受付年月日	年 月 日
施設(事業者)名	(施設・事業所番号:)
担当者氏名 連絡先	(担当者) (連絡先)
入所契約(内定)の有無	有(契約・内定 (年 月 日契約(内定))) ・ 無
備 考	

*市町村記載欄

受付年月日	年 月 日	
認定の可否	認定者番号	認定区分等
可・否 (否とする理由)	年 月 日認定	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 (<input type="checkbox"/> 標 <input type="checkbox"/> 短)
支給(入所)の可否		支給(利用)期間
可・否 (否とする理由)		自 年 月 日
[<input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特例施設型 <input type="checkbox"/> 特例地域型]		至 年 月 日
入所施設(事業者)名		
[<input type="checkbox"/> 認定こども園(<input type="checkbox"/> 連 <input type="checkbox"/> 幼(<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保) <input type="checkbox"/> 保(<input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 幼) <input type="checkbox"/> 地(<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保)) <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 地域型(<input type="checkbox"/> 小 <input type="checkbox"/> 家 <input type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事)]		
備 考		

(裏面)

様式第3号（第6条関係）

休 園 届

組 名（ _____ 組 ）

園児氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記の者は、下記事由により _____ 年 _____ 月 _____ 日から

_____ 年 _____ 月 _____ 日まで、休園させたいのでお届けいたします。

記

1. 事 由

.....
.....

_____ 年 _____ 月 _____ 日

住 所 _____ 美浦村 _____

保護者氏名 _____ 印

美浦村立美浦幼稚園長 殿

○美浦村立大谷保育所運営規程

(施設の名称等)

第 1 条 美浦村が設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 美浦村立大谷保育所
- (2) 所在地 美浦村大字信太 2 6 1 6 番地の 1

(施設の目的)

第 2 条 大谷保育所（以下「当所」という。）は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 9 条の規定に基づき、保育を必要とする乳児又は幼児に対して適切な環境を確保し、心身の健全な成長を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第 3 条 当所は、子どもの人権や主体性を尊重し、人間性豊かな子どもの育成を目指す。

- 2 保育・教育の提供に当たっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して保育・教育を提供するよう努める。
- 3 当所は、保護者や地域社会と力を合わせた運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

(提供する教育・保育の内容)

第 4 条 当所は、児童福祉法、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成 2 9 年厚生労働省告示第 1 1 7 号）及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な教育・保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 5 条 当所が保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 所長 1 人（常勤専従）

所長は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 副所長 1 人（常勤専従）

副所長は、所長を補佐するとともに、保育計画の立案や利用子どもの保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

- (3) 保育士 17 人（常勤 6 人，会計年度任用職員 11 人）

保育士は，保育計画及び保育課程の立案とその計画，課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り，充実した活動ができるよう保育業務を行う。

- (4) 看護師 1 人（会計年度任用職員）

看護師は，子どもの健康管理や疾病異常，事故発生時の緊急処理，保育所全般の衛生管理や感染症予防対策を行う。

- (5) 生活介助員 1 人（会計年度任用職員）

生活介助員は，生活の援助が必要な乳幼児の生活介助を行う。

- (6) 栄養士 1 人（外部委託：木原保育所と兼務）

栄養士は，子どもの給食献立作成，栄養管理の他，個々の発達に合わせた離乳食や間食の提供，アレルギーを持つ乳幼児に対する食事指導など，食生活に関する相談指導など，当所全般の食育を行う。

- (7) 調理員 3 人（外部委託）

調理員は，栄養士の作成した献立に基づき，給食及びおやつを調理する。

- (8) 嘱託医 1 人

嘱託医は，利用子どもの心身の健康管理を行うとともに，定期健康診断，職員及び保護者への相談・指導を行う。

- (9) 嘱託歯科医 1 人

嘱託歯科医は，利用子どもの心身の健康管理を行うとともに，定期健康歯科健診，職員及び保護者への相談・指導を行う。

（特定教育・保育を行う日）

第 6 条 当所の保育を提供する日は，月曜日から土曜日までとする。ただし，国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日，12 月 29 日から 31 日及び翌年 1 月 1 日から 1 月 3 日を除く。

（特定教育・保育を提供する時間）

第 7 条 特定教育・保育を提供する時間は，次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7 時 30 分から 18 時 30 分の範囲内で，保護者が保育を必要とする時間とする。

- (2) 保育短時間認定に係る保育時間

8 時 30 分から 16 時 30 分の範囲内で，保護者が保育を必要とする時間とする。

なお，上記以外の時間帯において，就労等の理由により保育が必要な場合は 7 時 30 分から 8 時 30 分まで又は 16 時 30 分から 18 時 30 分までの範囲内で，時間外保育を提供する。

(利用者負担その他の費用等)

第8条 当所の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、村に対し、居住地の市町村により決定された利用者負担額を支払うものとする。ただし、3歳以上児の利用者負担額については無償とする。

2 前項に定めるもののほか、別表1又は2に掲げる当所の教育・保育において提供する便宜に要する費用については、支給認定保護者より実費の負担を受ける。

(利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

年齢区分 認定区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2号	—	—	—	21人	21人	21人	63人
3号	12人	22人	23人	—	—	—	57人
合計	12人	22人	23人	21人	21人	21人	120人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第10条 当所は、市町村が行った利用調整により当所の利用が決定されたときかつ保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

2 保育の利用開始にあたっては必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの支給認定保護者とその内容を確認する。

3 当所の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取消したとき。

(2) 支給認定保護者から当所利用の取消しの申出があったとき。

(3) 市町村が当所の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当所は、特定教育・保育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡するとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

2 特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、子育て支援課及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 利用子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第12条 当所は、非常災害に関する消防計画等を作成し、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上、避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当所は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第14条 当所の職員は、業務上知り得た利用子ども及び支給認定保護者の秘密を保持する。

- 2 地域子ども・子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
- 3 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(苦情解決)

第15条 当所は、保護者等からの相談や事業全般に係る要望、苦情に適切に対応する体制を整えるために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員会を設置し、苦情に対して必要な措置を講じる。

- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
- 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(記録の整備)

第16条 当所は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 保育の提供に当たっての計画
- (2) 保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他の事項)

第17条 この規程に定めるもののほか、保育所の管理に必要な事項は、所長がその都度定める。

附 則 (平成27年美浦村教育委員会訓令第3号)

この規程は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成29年美浦村教育委員会訓令第2号)

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成30年美浦村教育委員会訓令第5号)

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(平成31年美浦村教育委員会訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和元年美浦村教育委員会訓令第5号)

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年美浦村教育委員会訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

1 保護者会費	年間 3,600円 (観劇代, 運動会・クリスマス会・進級等事業及びプレゼント代, 慶弔費等)
2 日本スポーツ振興センター掛金	年間240円(掛金の一部)を負担。 事故に備え, 全所児が加入する。
3 新年度教材費	クレヨン・はさみ・カラー帽子等個人で使用する用品を入所時に希望購入 使用する用品・集金額は年齢によって異なる。
4 各自用意するもの	保育所指定の園服, 紺半ズボン, カバン (3歳以上児) ・お昼寝用の布団, コップ・おしぼりなど
5 副食費	月額4,400円(3歳以上児) ※年収360万円未満相当世帯の子ども及び全ての世帯の第3子以降の子どもに対する副食(おかず・おやつ等)の費用については免除とする。

別表2 特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用

項目	内容, 負担を求める理由, 目的	金額
親子遠足 (3・4・5歳児)	バス代・入園料	約6,000円
5歳児園外保育	バス代・入園料	約5,000円

○美浦村立木原保育所運営規程

(施設の名称等)

第1条 美浦村が設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 美浦村立木原保育所
- (2) 所在地 美浦村大字木原1516番地

(施設の目的)

第2条 木原保育所(以下「当所」という。)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条の規定に基づき、保育を必要とする乳児又は幼児に対して適切な環境を確保し、心身の健全な成長を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当所は、子どもの人権や主体性を尊重し、人間性豊かな子どもの育成を目指す。

- 2 保育・教育の提供に当たっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して保育・教育を提供するよう努める。
- 3 当所は、保護者や地域社会と力を合わせた運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当所は、児童福祉法、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な教育・保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当所が保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次の表のとおりとする。

- (1) 所長1人(常勤専従)

所長は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 主任1人(常勤専従)

主任は、所長を補佐するとともに、保育計画の立案や利用子どもの保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

- (3) 保育士11人(常勤4人、会計年度任用職員7人)

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育業務を行う。

(4) 看護師 1 人（会計年度任用職員）

看護師は、子どもの健康管理や疾病異常、事故発生時の緊急処理、保育所全般の衛生管理や感染症予防対策を行う。

(5) 生活介助員 2 人（会計年度任用職員）

生活介助員は、生活の援助が必要な乳幼児の生活介助を行う。

(6) 栄養士 1 人（外部委託：大谷保育所と兼務）

栄養士は、子どもの給食献立作成、栄養管理の他、個々の発達に合わせた離乳食や間食の提供、アレルギーを持つ乳幼児に対する食事指導など、食生活に関する相談指導など、当所全般の食育を行う。

(7) 調理員 3 人（外部委託）

調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(8) 嘱託医 1 人

嘱託医は、利用子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(9) 嘱託歯科医 1 人

嘱託歯科医は、利用子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

（特定教育・保育を行う日）

第 6 条 当所の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 29 日から 31 日及び翌年 1 月 1 日から 1 月 3 日を除く。

（特定教育・保育を提供する時間）

第 7 条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7 時 30 分から 18 時 30 分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8 時 30 分から 16 時 30 分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は 7 時 30 分から 8 時 30 分まで又は 16 時 30 分から 18 時 30 分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(利用者負担その他の費用等)

第8条 当所の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、村に対し、居住地の市町村により決定された利用者負担額を支払うものとする。ただし、3歳以上児の利用者負担額については無償とする。

2 前項に定めるもののほか、別表1又は2に掲げる当所の教育・保育において提供する便宜に要する費用については、支給認定保護者より実費の負担を受ける。

(利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

年齢区分 認定区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2号	—	—	—	14人	14人	14人	42人
3号	8人	15人	15人	—	—	—	38人
合計	8人	15人	15人	14人	14人	14人	80人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第10条 当所は、市町村が行った利用調整により当所の利用が決定されたときかつ保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

2 保育の利用開始にあたっては必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの支給認定保護者とその内容を確認する。

3 当所の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取消したとき。

(2) 支給認定保護者から当所利用の取消しの申出があったとき。

(3) 市町村が当所の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当所は、特定教育・保育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡するとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

2 特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、子育て支援課及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 利用子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第12条 当所は、非常災害に関する消防計画等を作成し、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上、避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当所は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第14条 当所の職員は、業務上知り得た利用子ども及び支給認定保護者の秘密を保持する。

- 2 地域子ども・子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
- 3 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(苦情解決)

第15条 当所は、保護者等からの相談や事業全般に係る要望、苦情に適切に対応する体制を整えるために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員会を設置し、苦情に対して必要な措置を講じる。

- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
- 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(記録の整備)

第16条 当所は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 保育の提供に当たっての計画
- (2) 保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他の事項)

第17条 この規程に定めるもののほか、保育所の管理に必要な事項は、所長がその都度定める。

附 則(平成27年美浦村教育委員会訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成29年美浦村教育委員会訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成30年美浦村教育委員会訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(平成31年美浦村教育委員会訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和元年美浦村教育委員会訓令第6号)

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年美浦村教育委員会訓令第5号)

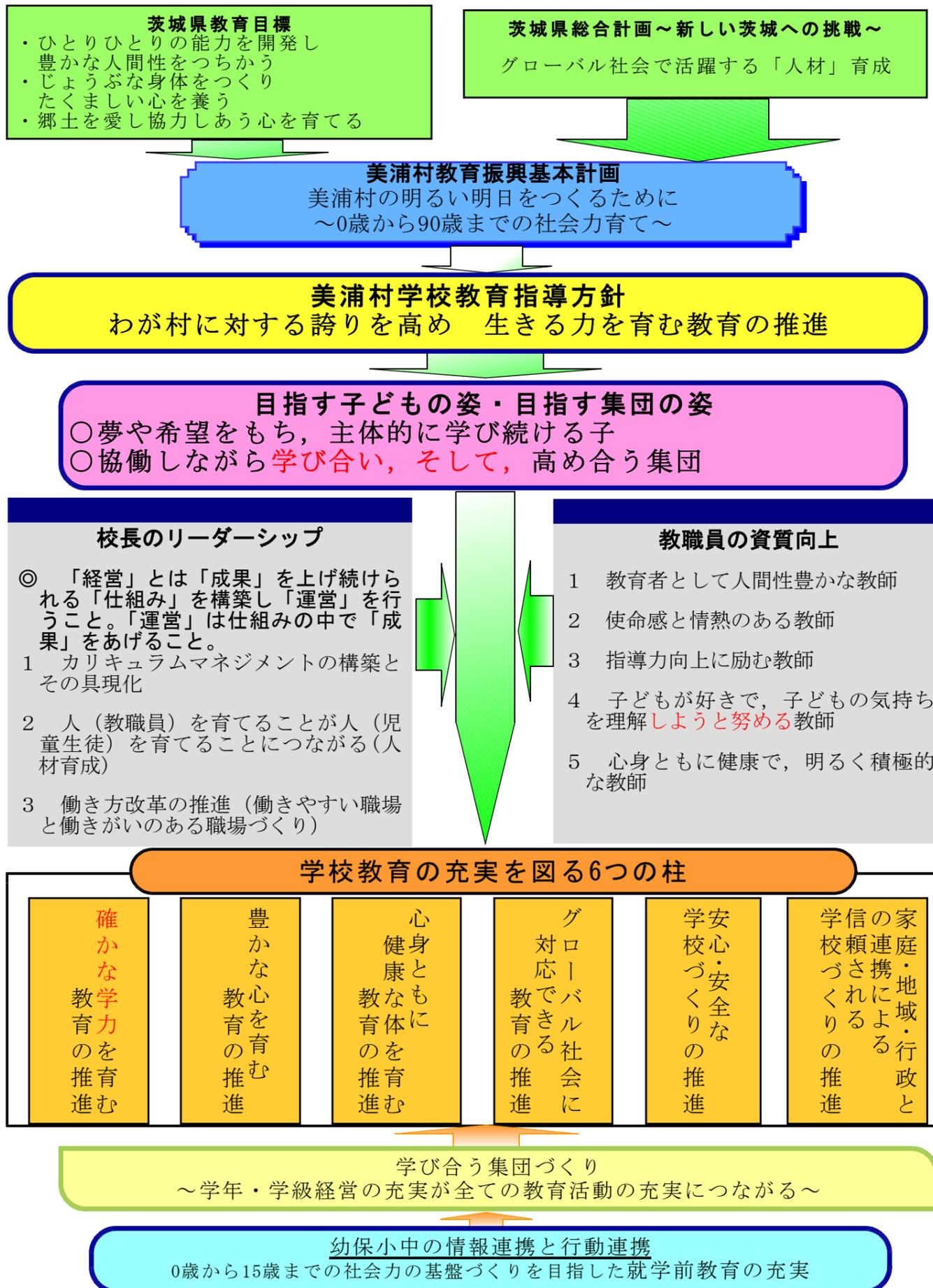
この訓令は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

1 保護者会費	年間 3,600円 (観劇代, 運動会・クリスマス会・進級等事業及びプレゼント代, 慶弔費等)
2 日本スポーツ振興センター掛金	年間240円(掛金の一部)を負担。 事故に備え, 全所児が加入する。
3 新年度教材費	クレヨン・はさみ・カラー帽子等個人で使用する用品を入所時に希望購入 使用する用品・集金額は年齢によって異なる。
4 各自用意するもの	保育所指定の園服, 紺半ズボン, カバン (3歳以上児) ・お昼寝用の布団, コップ・おしぼりなど
5 副食費	月額4,400円(3歳以上児) ※年収360万円未満相当世帯の子ども及び全ての世帯の第3子以降の子どもに対する副食(おかず・おやつ等)の費用については免除とする。

別表2 特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用

項目	内容, 負担を求める理由, 目的	金額
親子遠足 (3・4・5歳児)	バス代・入園料	約6,000円
5歳児園外保育	バス代・入園料	約5,000円



1 確かな学力を育む教育の推進

ねらい
 新学習指導要領の全面実施に向けた教育活動の更なる充実を図る。
 問題解決型学習を通して児童生徒の主体的・対話的な学びの充実を図る。

具現化のための取組

- 新しい学習内容への対応
 - 小学校英語専科指導教員やA L Tを活用した外国語活動・外国語の充実
 - 一人一台端末を活用した個別学習とグループ学習の効果的な展開
- 学力向上対策
 - 新学習指導要領の趣旨を生かした授業づくり
 - ピアトレーニング学習による基礎・基本の定着
 - 主体的・対話的で深い学びを実現するための訪問型授業研修会の実施
 - ユニバーサルデザインを取り入れた個別最適な学びと協働的な学び

2 豊かな心を育む教育の推進

ねらい
 孤にならない（自分）・孤にしない（仲間）・孤をつくらない（担任）学級経営の充実を図る。

具現化のための取組

- 心の居場所、自己有用感を感じることのできる学年・学級経営の充実
 - Q U等をもとにした学級分析による課題改善
- 将来の夢につながる読書教育の充実
 - 村学校図書館司書の配置による図書室利用の活性化と読み聞かせの充実
- 多面的・多角的に深く考えたり議論したりする特別の教科 道徳の実践
- 不登校やいじめ問題の解消
 - 定期的なアンケートの実施による早期発見、早期解決
 - 「声を出す・声に表す・他者の声を聴く」を基盤とした人間関係づくり
- 教育相談体制の充実
 - 教育相談センター相談員、訪問型家庭教育相談員、S Cや匿名報告相談アプリ「stop it」等が活用される教育相談体制の整備・充実
- 幼保小中連携の充実
 - 幼稚園・保育所、小・中学校が発達や学びの連続性を踏まえた保育や教育についての相互理解と授業参観や合同研修の計画的な実施

3 心身ともに健康な体を育む教育の推進

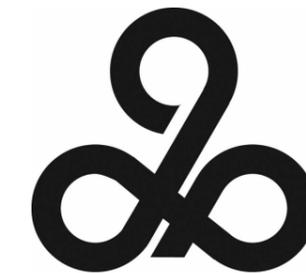
ねらい
 健康で安全な生活を送ることができる指導内容と指導体制の充実を図る。

具現化のための取組

- 新型コロナウイルス感染症防止対策
 - 養護教諭部会や管理職部会を中心とした感染拡大防止対策の改善と情報共有
 - 検温カードの活用など徹底した感染拡大防止対策の充実
 - いのちを大切にすると態度を育む指導の充実
 - ガイドラインに基づいた校内研修と共通実践
- 体育に関する指導の充実
 - 「体力アップ推進プラン・体力アップ1校1プラン」に基づく運動時間の確保

令和3年度

美浦村学校教育指導方針



美浦村教育目標（昭和62年3月2日制定）

1. **明るい家庭をつくりましょう。**
 - ・家庭を大切にしましょう。
 - ・しつけをきちんとしましょう。
 - ・話し合いを多くしましょう。
1. **ひとりひとりの能力をのばしましょう。**
 - ・基礎学力を高めましょう。
 - ・体力の向上をはかりましょう。
 - ・豊かな心を育てましょう。
1. **ともに豊かな社会をつくりましょう。**
 - ・国際的な視野を持ちましょう。
 - ・ふれあいの輪を広げましょう。
 - ・生きがいのある生活をしましょう。



美浦村教育委員会

〒300-0492 茨城県稲敷郡美浦村受領 1515
 TEL 029-885-0340 FAX 029-885-4953
 E-mail gakkou@vill.miho.lg.jp

4 グローバル社会に対応できる教育の推進

ねらい

小学校英語専科教員を中心として外国語活動・外国語の充実を図る。
 ICT機器の活用を推進し、児童生徒の情報活用能力の育成を図る。

具現化のための取組

- (1) **一人一台端末を積極的に活用した学習活動の充実**
 - 遠隔授業への取組
 - ICT支援員の有効な活用
- (2) **グローバル社会に対応できる資質能力の育成**
 - ALTを活用した自国文化や異文化理解を深める指導の充実
 - 理数教育に対する興味・関心を高める観察・実験・探求活動、課題研究などを重視した指導の充実
 - SDG'sを意識した教育活動の実施

5 安心・安全な学校づくりの推進

ねらい

働き方改革を推進し教職員が一人一人の心に寄り添う時間の確保と安心して学べる教育環境の充実に努める。

具現化のための取組

- (1) 学校安全の充実
 - 児童生徒の積極的な危険予知・回避能力の向上
 - 危機管理マニュアルの点検及び改善
 - 校内安全点検の実施
- (2) 地域安全の充実
 - スクールガードの巡回による安全体制の強化
 - 県土木事務所等と連携した通学路点検の実施(年1回)

6 家庭・地域・行政との連携による信頼される学校づくりの推進

ねらい

働きやすい・働きがいのある職場づくりが信頼される学校づくりにつながる

具現化のための取組

- (1) 教職員の綱紀粛正
 - 非違行為(飲酒運転, 体罰, ハラスメント等)の撲滅を図る職員研修の実施
 - マニュアル等を活用した学校徴収金の適正な取扱い
- (2) **働き方改革の推進(超過勤務上限4.5時間)を目指す学校運営**
 - 毎月の在校時間の管理
- (3) 学校評議員会と学校評価を生かした教育活動の改善・充実

<学校教育に関わる関係機関>

茨城県県南教育事務所(人事課)	029-827-7292
〃(学校教育課)	029-827-7294
茨城県警察稲敷警察署	029-893-0110(代)
茨城県土浦児童相談所	029-821-4595(代)
美浦村保健福祉部健康増進課	029-885-1889
美浦村教育委員会子育て支援課	029-885-0340(代)
美浦村教育相談センター (適応指導教室だんだんルーム)	029-885-7788

児童・生徒・保護者等・職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の対応

2021/4/15日版

児童・生徒・保護者等・職員がPCR検査・抗原検査を受けることが判明

検査を受ける理由
発熱等の症状
濃厚接触者
接触者
職場等の指示



PCR検査・抗原検査受診前
保護者等からの早期の連絡が重要

保健所・病院等からは村に検査を受ける連絡はなく、陽性判明後でも陽性者の年代、性別の報告があるだけなので、対象者の特定等、迅速な初期対応のためにも連絡が必要

学 校

検査を受けることを把握したら、早急に①検査等に係る報告により美浦村教育委員会に報告する報告後、今後の対応のための調査を進める

該当者は、**結果判明まで出席・出勤停止（自宅待機、症状によっては保健所の指示する場所）**

1 事態の把握

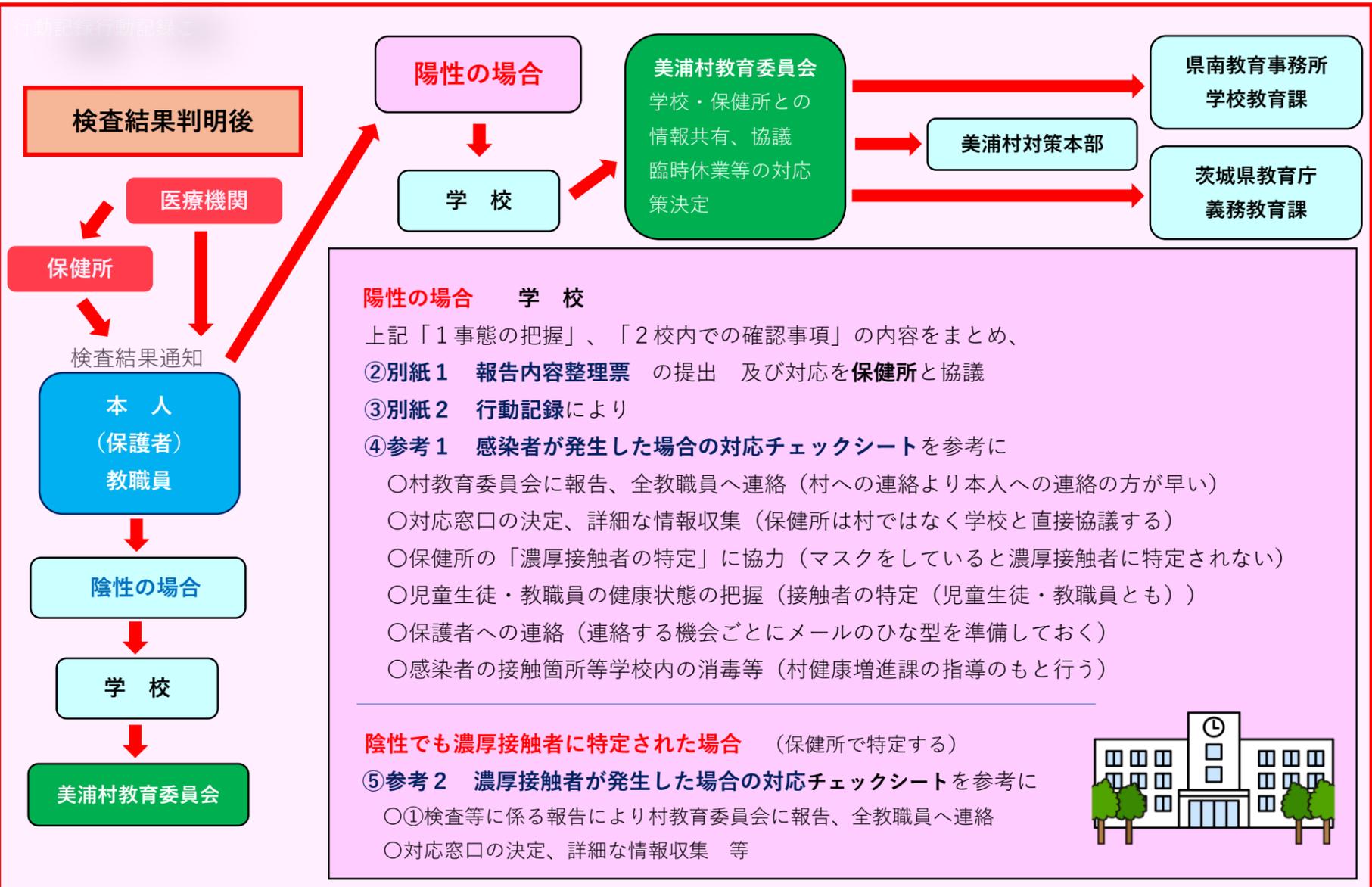
- 児童・生徒・教職員への確認事項（情報の収集は管理職が行う）
 - ・現在の症状 ・マスクの着用状況 ・発症からの経緯 ・学校内での行動
 - ・PCR検査結果判明の予定日時 ・通学時の状況 ・同居家族の状況 ・学校外での行動

2 校内での確認事項 ③別紙2 行動記録

- 校内の行動履歴調査（保健所には発症前2日分と指導されるが、念のため**発熱等の症状の出た日の前4日分（症状の出た日を含め5日分）**を調査する）
- ※結果が陽性の場合に備え、濃厚接触者に該当しそうな児童・生徒・教職員を特定しておく
- 臨時休業範囲を事前に検討しておく（全学年・学年・学級等）

3 保健所との協議の準備（PCR検査・濃厚接触者の特定等）

- 結果が陽性の場合に備え、保健所と協議する窓口、名簿作成等の役割分担を決めておく。



完治するまで出席停止（出席停止解除の基準）

- 有症状患者
 - ①発症日から10日間経過し、かつ、症状**軽快後72時間**経過した場合
 - ②発症日から10日間経過以前に、症状**軽快から24時間**経過した後、PCR検査又は抗原定量検査で**24時間以上間隔を空け2回の陰性**を確認できた場合
- 無症状患者
 - ①陽性確定に係る**検体採取日から10日間**経過した場合（PCR等検査を経なくても可能）
 - ②陽性確定に係る**検体採取日から6日間**経過後、PCR検査又は抗原定量検査で**24時間以上間隔を空け2回の陰性**を確認できた場合（なお、陽性が確認された場合は、再度PCR等検査を2回行う）

(R2.8.7厚労省通知 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅待機の実施に関する留意事項（第4版）)

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

給付対象者

- (1)令和3年4月分の児童扶養手当が支給される方（手続き不要）
- (2)公的年金等を受給しており令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方
- (3)令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

給付額

児童1人当たり一律5万円

申請・問合せ

対象者(2)、(3)に該当する方は、子育て支援課までお問い合わせください。

申請方法、必要書類等をご案内します。

【問合せ】美浦村役場子育て支援課 TEL029-885-0340（内線232）

※ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対しては、国で支給の実施を検討しておりますので、決定次第お知らせいたします。

関連情報

[ひとり親世帯臨時特別給付金（厚生労働省・外部リンク）](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11456.html)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11456.html

このページに関するお問い合わせは子育て支援課です。

本庁舎2階 〒300-0492 茨城県稲敷郡美浦村大字受領1515

電話番号：029-885-0340（代） ファックス番号：029-885-4953

議案第3号

美浦村社会教育委員の委嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和3年3月25日提出

美浦村教育委員会教育長 富永 保

記

美浦村社会教育委員に関する条例（昭和48年美浦村条例第5号）第2条の規定に基づき、美浦村社会教育委員を下記のとおり委嘱することについて同意を求める。

氏名	住所	年齢	主な役職	備考
田組 順和	土浦市	58	村校長会長	新規
塚本 光司	大須賀津	60	厚生文教常任委員長	新規

※村校長会会長については、新年度人事発表以降の決定となる。

議案第 4 号

美浦村公民館運営審議会委員の委嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 2 5 日提出

美浦村教育委員会教育長 富永 保

記

美浦村中央公民館の設置，管理及び職員に関する条例第 4 条第 1 項の規定に基づき，公民館運営審議会委員を下記のとおり委嘱することについて同意を求める。

氏 名	住所	年齢	主な役職	備考
田組 順和	土浦市	5 8	村校長会長	新規
塚本 光司	大須賀津	6 0	厚生文教常任委員長	新規

※村校長会会長については、新年度人事発表以降の決定となる。